

代表者名 印

| 講習実施機関記入欄 | 受講できる技能特例講習の種類 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|-----------|----------------|---|---|---|---|
|-----------|----------------|---|---|---|---|

## 記入に当たっての注意事項

### 1 証明対象労働者の新たな解体用車両系建設機械の経験期間について

過去6ヶ月未満の間に新たに雇用したものであって、それ以前の事業場で新たな解体用機械に係る運転経験を有している場合は、前の事業者からの証明書類を添付し、その期間を加えた総計の経過期間を経験期間として差し支えありません。（ただし、前の事業者の証明について、協力が得られない場合は、現在所属している事業者が前の運転経験を証明することでも差し支えありません。）

また、いわゆる一人親方等事業者の方は、自ら証明していただくことになります。

なお、証明する事業者が関係請負人（一人親方を含みます。）である場合は、元方事業者の確認を受けることが望ましいものです。

### 2 運転経験の考え方について

4の（1）鉄骨切断機、（2）コンクリート圧砕機、（3）つかみ機のそれぞれの運転経験期間のうち最も長いものの経験期間を記載してください。その期間が6ヶ月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械の運転期間を足して記載してください。

### 3 運転経験算入対象の機械及び運転経験算入対象の業務について

「解体工事等」にはがれきの処理業務が含まれます。

また、解体工事等に伴って発生した解体物等を自社に持ち帰って、更に解体する業務も含まれます。

ただし、港湾荷役業務でグラップルを用いて荷を積み降ろしする業務、産業廃棄物処理場でグラップルを用いて廃棄物を分別する業務、林業グラップルを用いて木材を移動等をさせる業務は含まれません。